

県産農産物の安全を支える残留農薬分析

農林水産研究所

県産農産物の安全・安心を確保するため、平成15年から関係機関と連携し、出荷前農産物の**残留農薬分析**（自主検査）を実施しています。

多くの農薬成分を同時に検出できる**多成分一斉分析法**を採用し、基準値と照合しながら調査しています。



GC-MS/MS

ガスクロマトグラフ質量分析計
（対象成分：239種類）

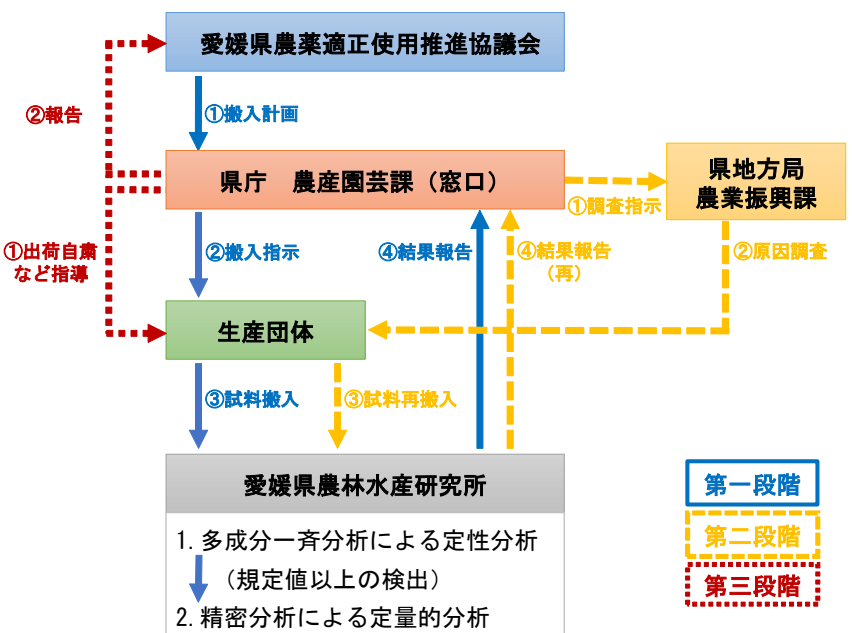


LC-MS/MS

液体クロマトグラフ質量分析計
（対象成分：147種類）

農薬成分の特徴に応じて、上記2つの機器を利用し分析を行っています。

分析結果が基準値内であっても、農薬使用履歴に記載された内容と異なる場合には、生産現場に対して検出原因に関する調査を行っています。**農薬適正使用の強化推進**に向けて関係機関が一体となった運用を実施しています。



愛媛県における農産物残留農薬調査体制

2023年度県産農産物の残留農薬分析結果

農林水産研究所

果樹や野菜を中心に478点の残留農薬分析を行いました。その結果、のべ784成分の農薬が検出されましたが、そのうち730件は基準値の1/10以下の濃度でした。基準値超過が1件あり自主回収となりましたが、その後の調査で安全性が確認されたため出荷は再開されました。

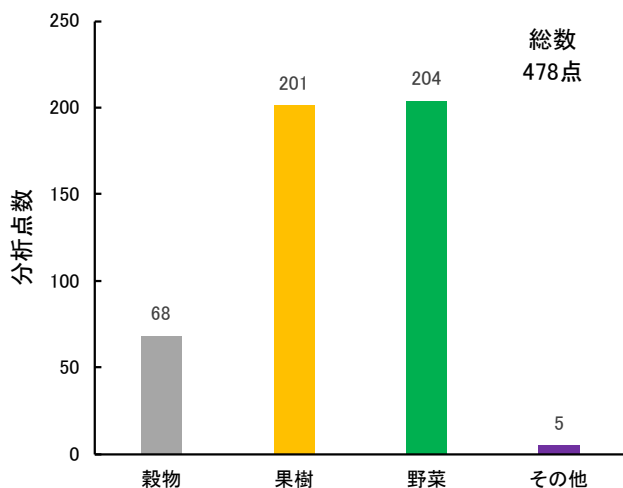


図 令和5年度の残留農薬分析点数

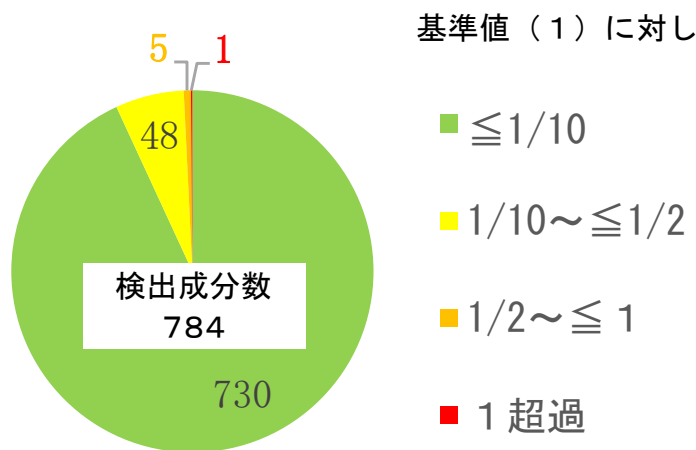


図 令和5年度の残留農薬分析結果

本調査は、事前に提出された農薬の使用履歴と農産物の分析結果を照合しながら農薬の検出理由について検証しています。

使用実績のない農薬成分の主な検出原因は、**使用履歴への記載もれ**、**農薬散布器具の洗浄不足**や**近隣作物からのドリフト（飛散）**となっております。

農薬使用の際は十分に気をつけましょう。

主な検出原因

履歴の記載漏れ

器具洗浄不足

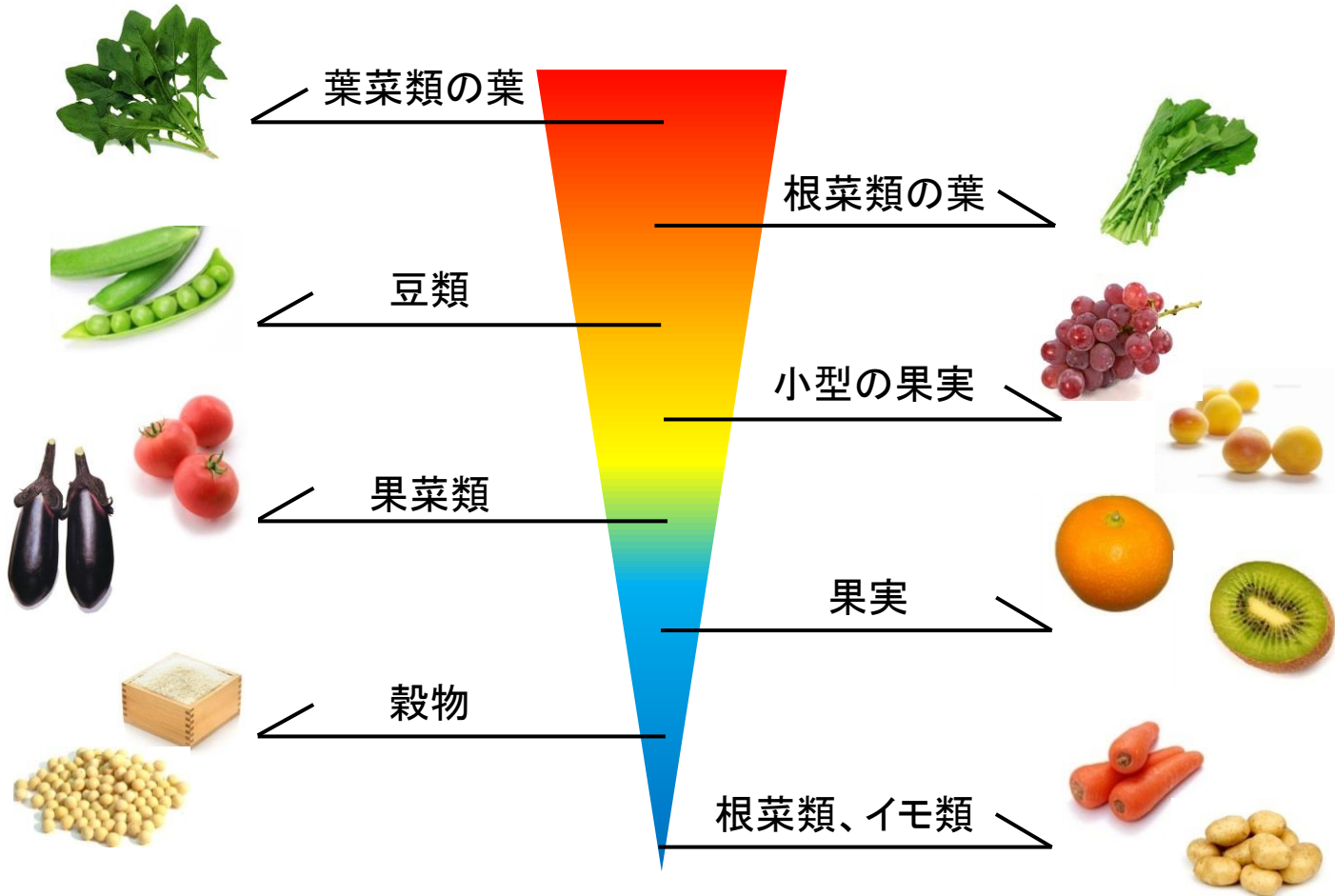
近隣からのドリフト

安全な県産農産物を届けるために

農林水産研究所

農薬の残留基準を超過しないため、農薬の使用基準を遵守することはもちろんですが、**防除対象以外の農薬液がかからない**ように注意しなければなりません（**ドリフト**に留意）。

農薬の残留しやすさ(上にいくほど残留しやすい)



同濃度の農薬がかかった場合、同じ重量ならば、**葉菜類のほう**が表面積が大きく、**検出濃度は高くなります**。

残留農薬に基準がない場合、ポジティブリスト制度の運用により**一律基準(0.01ppm)**が適用されます。

対象農作物に散布していなくても、農薬が周辺に飛散すると近隣農作物で検出され**基準超過**となる恐れがあります。

このため、農薬散布にあたっては、ノズルの種類、風向、風速などに留意し、**ドリフト対策**に努めましょう。